3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第六項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

様式（第1条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第10項第5号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第2号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．～3．［略］

4．租税特別措置法第10条第6項の規定の適用を受けようとする年

5．当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第2号の規定により、認定します。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第三項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

様式（第1条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第5条の3第9項第5号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第9項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．～3．［略］

4．租税特別措置法第10条第3項の規定の適用を受けようとする年

5．当該委託試験研究に係る試験研究費の額

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第9項第2号の規定により、認定します。

○総務省告示第四百二十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、自由党から訂正の届出があったので、平成二十九年総務省告示第九十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　自由党	三　自由党
［㈠～㈥　略］	［㈠～㈥　同上］